

# **学校いじめ防止基本方針**

**令和 7 年10月**

**富士市立田子浦中学校**

# 1 いじめの定義といじめに対する基本認識

現在学校には、いじめ問題をはじめ多様な課題への対応が求められています。これまでには経験豊かな学級担任や専門的な知識をもった担当者一人で対応できたものもありましたが、それが難しい時代となってきています。だからこそ、**学校として組織的に対応していく**ように体制づくりをすすめていきます。

## (1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

具体的には、以下のようなものをいじめの表れと考えます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団から無視される
  - ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかは、**いじめられた（嫌な思い）子どもの立場に立って判断します。**また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認していきます。

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「いじめ」は執拗な嫌がらせや暴力だけでなく、ちょっとした冗談のつもりでやったことや、良かれと思ってやった行為であっても、**その行為を受けた子どもが苦痛を感じているのであれば、それは「いじめ」ととらえています。**

## (2) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応を行っています。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。また、保護者も同様に苦しんでいます。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。**いじ**

めが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要と考えます。

いじめの未然防止のために、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくようになります。田子浦地区全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考え方のもと、学校や家庭だけでなく、地域総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

## 2 いじめ防止のための推進体制

### (1) いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組んでいきます。

そのためには、「学校いじめ対策組織」を活用し、学校全体で対応していくようにすることが大切だと考えています。

#### ① 学校いじめ対策組織の設置について

- いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられています。
- 学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようになります。また複数の目による状況の見立てが可能となり、より適切な対処ができるようになります。
- 構成員は、状況に応じて柔軟に対応できるように工夫します。

#### <通常時>

校長、教頭、生徒指導担当を中心に、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等

#### <緊急時>

必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校運営協議会委員、PTA代表等の第三者的立場の方 等

- 会議は年間計画に基づいて定期的に開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討します。
- 以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開きます。
  - ・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき
  - ・児童生徒又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき
- いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応します。

## ② 年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために、学校全体で組織的・計画的に取り組めるようにします。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けるようします。

### ○ 年間計画に位置付ける取組

**学校いじめ対策組織会議**：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討します。月1回程度行います。

**職 員 会 議**：年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。

**教 育 相 談**：生徒の状況に応じて隨時実施します。また、年2回以上は教育相談週間を位置付けます。

**いじめアンケート**：計画に基づいて年3回は実施します。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施します。アンケートの形式は、生徒が記入しやすい方法を検討する等、工夫します。原則、実施したアンケートは卒業後3年間保存します。

**校 内 研 修**：SSW、SC等、専門家を入れた研修を計画・実施します。

**子 育 て 講 演 会**：新入生の保護者を対象に講演会（子どもへの接し方等）を実施します。

**i-check(旧Q-U)**：中学1年生で実施します。結果の活用方法については、学年で工夫して行います。

## (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応について

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込みず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有します。

○ いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。

○ いじめを訴えた児童生徒や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、再発防止につなげるとともに、新たな事実が明らかになる場合もあるので、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証します。

## 組織的対応（例）（「富士市いじめ問題対応ガイドライン」より）

### いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

1 発見

- 他の児童からいじめの情報を聞いた
- 児童の言動から気になった
- 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- 関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- いじめらしき現場を発見した
- 児童生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
- アンケートの回答で確認した
- 養護教諭、SC 等から情報を聞いた

※ それぞれの対応における留意点  
についてはP 9～を参照

2 情報収集

抱え込まない

個人で判断しない

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導

教頭

校長

いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す

3 事実確認

事案によって  
は、全メンバー  
が集合せず、  
機動的に対応  
する。

学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

・目的  
・優先順位  
・担当者  
・期日等

保護者  
適宜連絡

※複数対応

4 方針の決定

職員会議

情報共有

事案の状況により、構成員を再編成  
・校長　・教頭　・生徒指導　・各学年主任　・養護教諭  
+  
・該当クラスの担任　・教科、部活動等関係する教職員

事実関係の把握・調査

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW  
指導主事派遣

教育委員会

5 対応

即日中に対応する

指導方針の決定、指導体制の確立

関係機関

・こども家庭課  
・児童相談所  
・富士警察署  
・医療機関  
等

いじめ解消に向けての指導・支援



6 経過観察・解消

事態解消の判断：被害児童生徒が、いじめの解消を自覚し、  
関係児童生徒との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

### (3) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、すぐに教育委員会に報告します。

#### ① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

また、被害生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあつたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

#### ② 重大事態の取扱いについて

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

#### ③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月16日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月：文部科学省、最終改定：令和6年8月）等に基づき、次のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

#### 重大事態対応の流れ

##### 教育委員会への報告

- ・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連續して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあつた場合

## 調査主体の判断

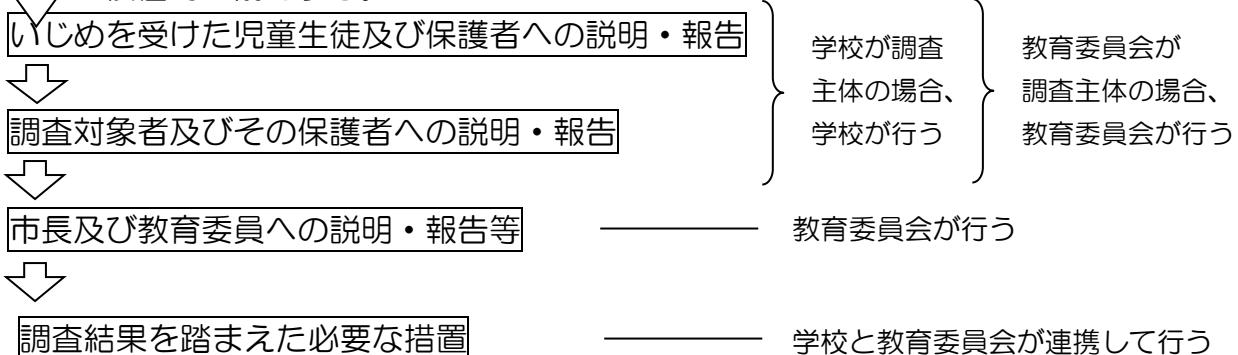
重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行います。

### 学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校運営協議会委員、PTA 代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。
- ・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

### 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。



## (4) 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していきます。

### ① 教育委員会との連携について

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」(以下「月例報告」という。)に含めて報告します。
  - 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。
    - ア 重大事態 (P5 教育委員会への報告 ア～エ)
    - イ 暴力を伴うなど被害が大きいじめ
    - ウ 被害児童生徒にとって深刻ないじめ
- ※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告します。

## (5) 指導記録等の保管について

学校におけるいじめ対応の記録やアンケート調査の用紙は、いじめの早期発見・早

期対応だけでなく、調査を行う際の大切な資料となり、また、被害生徒が卒業後にいじめの申立てを行う場合もあるため、学校できちんと保管をします。

### **卒業後3年間保存**

- ・いじめアンケート（児童生徒が書いた原本）
- ・生活アンケートやストレスチェック等
- ・いじめに係る調査記録や指導記録等、教育相談に関するもの

### **5年間保存**

- ・重大事態に関する記録(時系列でまとめたものを含め全て)  
※廃棄する場合は、教育委員会の許可を得ます。

## **3 いじめの未然防止**

いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方を大切にします。そのためには、生徒の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて、生徒がいじめに向かわない態度や能力を育んでいけるように工夫します。

### **(1) 未然防止に向けた取組**

#### **① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事**

- 生徒が問い合わせをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行っていきます。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行います。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定します。

#### **② 生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動**

次のような取組を年間計画の中に位置付けていきます。

- 生徒自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（生徒会が主体となった取組）
- 生徒会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組や、標語づくりなど学年、学校でのいじめ撲滅活動
- 縦割り活動など、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組

#### **③ 生徒の居場所づくり**

- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにします。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）
- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝えたり、クラスのルールを、生徒が納得した上でつくったりなど、いじめを生まない学級づくりを進めます。

- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていきます。
- 「i-check」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていきます。
- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育んでいきます。
- 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育んでいきます。(SNS、いじめ等を扱う題材)
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させます。
- 特に配慮が必要な児童生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていきます。その際、周囲の生徒に対する必要な指導を行っていきます。

〔特に配慮が必要な児童生徒の例〕

- ・発達障害及び発達障害の疑いのある児童生徒
- ・障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒又は外国人の児童生徒など外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災又は原子力発電所事故により避難している児童生徒 等

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、授業づくりに取り組みます。
- 学校評価に、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、生徒の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

#### ④ 児童生徒を見守る教職員集団づくり

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくために、教職員の共通理解を図ります。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努めます。
- 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSW や SC を招いた校内研修を年間計画に位置付ける、いじめチェックリストを活用していじめの発見に努めるなど、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養っていきます。

#### (2) 保護者や地域への働きかけ

- PTA 総務や PTA 総会、学校運営協議会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供します。
- いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行い、教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童生徒が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていきます。

## 4 早期発見

「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童生徒のわずかな変化(ちょっとした違和感)にも気付くように努めます。

### (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている

- ・無視やSNSなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
- ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

○ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で「SNS等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

以上のことを見出し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつて、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知できるように努めます。

### (2) 早期発見のための手立て

いじめの早期発見のために次のようなことを、意識的に行い、積極的に活用していきます。

#### ① 日々の観察

○ 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけます。

○ 別紙4「いじめ発見のチェックポイント」を活用します。

#### ② 個人手帳の活用

○ 一人一人がもつ田子中手帳でのコメントのやりとりを通して、担任と生徒の信頼関係をつくっていくように努めます。

○ 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がけます。

#### ③ 教育相談

○ 教育相談週間を年間計画に位置付け、実施します。

#### ④ アンケート

○ いじめに関するアンケートを計画的に年3回以上実施し、現状把握に努めます。

### (3) 相談しやすい環境づくり

- 日常の生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。
- 学校だよりや各月の行事予定表にSCの訪問日を記載するなど、SCの存在を児童生徒や保護者に積極的に周知します。

## 5 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。

### (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ

#### いじめ情報（いじめ又はいじめと疑われる行為）を発見

- いじめ又はいじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止める。
- 児童生徒が遊びやふざけと言おうとも、暴力行為は止める。
- 暴力を伴ういじめについては、必ず複数の教職員で対応する。
- いじめられた児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- 他の業務に優先して、かつ即日速やかに、学校いじめ対策組織を招集する。

#### 正確な実態把握

- 当事者双方及び周りの子どもから聞き取り、記録する。
- いじめた（いじめたとされる）児童生徒が複数いる場合は、個別に同じ時間帯に聞き取りを行い記録する。
- 関係職員と情報を共有し、正確な把握をする。

#### 指導方針、指導体制　いじめの認知

#### 教育委員会・関係機関との連携

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての職員の共通理解を図る。
- 指導方法や対応する教職員の役割分担を確認する。
- 常に現状把握に努め、指導や支援の仕方等を修正しながら対応する。

#### 児童生徒への指導・支援

#### 被害・加害児童生徒の保護者との連携

- いじめられた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導をする。
- 直接会って、事実関係を伝える。
- 保護者の理解・納得を得た上で、学校と連携した今後の対応をお願いする。

#### 今後の対応の確認

### ・通報を受けたときの対応

#### ①いじめられている生徒・いじめの情報を伝えた生徒の安全確保

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重

に行います。また、**事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うなど、配慮して対応します。**

- 状況に応じて、いじめられている生徒やいじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

## ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている生徒から聞き取るとともに周囲の生徒など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員あたり、事実に基づいて丁寧に行います。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行います。

### 把握すべき情報（5W1H）

- ◊ 誰が誰をいじめているのか？<加害者と被害者の確認>
- ◊ いつ、どこで起こったのか？<時間と場所の確認>
- ◊ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？<内容>
- ◊ いじめをしてしまった動機は何か？<要因>
- ◊ いじめのきっかけは何か？<背景>
- ◊ いつ頃から、どのくらい続いているのか？<期間>

## (3) いじめが起きた場合の対応

### ①いじめられた生徒と保護者への支援

#### <生徒への支援>

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた生徒との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。

#### <保護者への支援>

- ア その日のうちに、家庭訪問や電話連絡など、直接保護者に事実関係を伝えます。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。  
その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。

才 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。

力 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

## ②いじめた生徒への指導・支援とその保護者への対応

＜生徒への指導・支援＞

ア 事実関係を確認するための聞き取りを行います。複数の生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聞き取りを行います。

イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聞く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。

ウ 生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。

エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。

オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していきます。

＜保護者への対応＞

ア その日のうちに、家庭訪問や電話連絡など、直接保護者に事実関係を伝えます。

イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。  
(いじめた生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)

ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。

エ その後の学校での状況等を隨時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

## ③周りの子どもたちに対して

ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。

イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。

ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。

エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせます。

オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

## 6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていきます。

### (1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになります。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながります。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

### (2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があるため、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していきます。

#### ①学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていきます。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催します。
- 生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていきます。

#### ②保護者会等を通して伝えていきたいこと

<未然防止の視点から>

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成29年6月に改正され、店側の義務が設けられました。

<新規契約または機種変更等する場合>

店側の義務として

- ①契約締結者、携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認する。
- ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
- ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

<既にスマートフォンを利用している場合>

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

**【参考】発達段階に応じた家庭のルールづくり**

段階	対応策	各段階でのルール例
STEP 1 初めての インターネット期	利用時間を家庭で決める 生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間を家庭で話し合って決め、インターネットを見て楽しめます。この段階では閲覧のみに制限しましょう。	<input type="checkbox"/> ゲームとネットを合わせて使っていいのは1日__分までです。 <input type="checkbox"/> 保護者に断って、近くで使います。食事中や車の中では使いません。 <input type="checkbox"/> 夜__時以降は使いません。リビングで充電します。
STEP 2 インターネットレベルアップ期	家族限定でコミュニケーション 利用時間のルールを守り、使い方にも慣れたら、家族間でメールをやりとりしましょう。文章の書き方など、上手な気持ちの伝え方をアドバイスしましょう。	<input type="checkbox"/> 家の中ではリビングで使います。 <input type="checkbox"/> 話しかけられたら手を止め対応します。 <input type="checkbox"/> 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。 <input type="checkbox"/> 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。 <input type="checkbox"/> 公共の場で利用するときは、ルールやマナーを守ります。
STEP 3 SNS デビュー期	友人知人とのやりとりもチェックを メールの利用に慣れたら、仲のよい友人や知人に限り、SNSやメールを許可します。 家庭内のコミュニケーションを保ち、ときどきやりとりの様子を見せてもらいましょう。	<input type="checkbox"/> 自分や友達の個人情報（名前・住所・学校名など）写真はネットに公開しません。 <input type="checkbox"/> メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにします。 <input type="checkbox"/> 自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送りません。 <input type="checkbox"/> 目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を放します。

保護者向け普及啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること」内閣府

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問い合わせ、場合によっては、学校へ相談することを呼びかけます。

### (3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童生徒及び保護者にしっかりと伝えます。

#### ①事実を把握する

- ア 被害にあった児童生徒や関係している児童生徒から詳細を聞き取り、事実を確認します。
- イ 児童生徒が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、関係機関等の協力を得て、掲載情報を確認します。

ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影します。

エ 被害にあった児童生徒と書き込み等を行った児童生徒の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

## ②書き込み削除を迅速に行う

ア 書き込み等を行った児童生徒が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。

イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼します。

ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

## 7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があるとされています。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月16日）